

建築基準法第15条第1項の規定による「建築工事届」記入の留意点について

建築宅地課

『第一面』(省略)

『第二面』

1. 建築主

イ. 種別

次の分類により、該当する番号を で囲む。

番号	建築主	説 明
1	国	国及び政府関係機関(住宅金融公庫, 公団及び事業団等)
2	都道府県	都道府県及び関係機関(道路公社, 住宅供給公社等)
3	市町村	市町村及び関係機関(市町村組合, 住宅供給公社等)
4	会社	商法による会社(合名会社, 合資会社及び株式会社), 有限会社法による会社及び特別法による会社(電源開発株式会社, 日本電信電話株式会社, 日本たばこ産業株式会社, 日本銀行等)
5	会社でない団体	会社でない法人(町内会, 森林組合, 水害予防組合等)及び法人でない団体(学校後援会, 防犯協会, その他法律によらない団体)
6	個人	個人及び個人事業主

ロ. 業種

該当する番号を で囲む。(「13.その他のサービス業」, 「15.他に分類されないもの」に該当する場合は, 余白に具体的な業種(自動車修理業等)を記入する。)

ハ. 資本の額又は出資の総額

資本金等は, 建築主が「(4)会社」の場合のみ記入する。(建築工事費予定額ではない)

2. 敷地の位置

イ. 地名地番(省略)

ロ. 都市計画

該当する番号を で囲む。(現在県内には「4.準都市計画区域」は存在しないので注意)

3. 工事予定期間

工期の予定期間を記入する。なお, 月数の換算にあたっては, 1ヶ月未満の場合は1ヶ月とする。

4. 工事種別

次の分類により、該当する番号を で囲む。

番号	工事種別	説 明
1	新築	既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事いう。
2	増築	既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。
3	改築	建築物の全部若しくは一部を除却し, 又は建築物が災害によって滅失した後, 引き続いてこれらと用途, 規模, 構造の著しく異なる建築物を建てる工事をいう。 従前のものと著しく異なるときは, 新築又は増築とする。

5. 主要用途

該当する番号を で囲み, () に《用途区分表》のコード3桁を記入し更に具体的な用途(「専用住宅」,「自動車修理業併用住宅」,「畜舎」等)を記入する。

6. 一の建築物ごとの内容

イ. 番号

1棟ごとに番号を記入する。

ロ. 用途

該当する番号を で囲み,「(6)その他」の場合は脇に具体的な用途「専用住宅」,「物置」,「飲食店」等)を記入する。

八. 工事部分の構造

次の分類により, 該当する番号を で囲み, その他の場合は() に具体的構造を記入する。

番号	構造	説明
1	木造	主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が木造のもの(木造モルタル塗及び土蔵造を含む。)
2	鉄骨鉄筋コンクリート造	主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造
3	鉄筋コンクリート造	主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造
4	鉄骨造	主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの(鉄骨をリブラスしてあるもの, 軽量鉄骨造も本分類を含む。)
5	コンクリートブロック造	鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も本分類を含む。)
6	その他	石造, れん瓦造, 無筋コンクリート造, 無筋コンクリートブロック造, その他, 他の分類に該当しない構造のもの

建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは, 床面積の合計のうち, 最も大きい部分を占める構造によって分類する。

『第三面』「1. 住宅部分の概要」「二. 建築工法」が「(2)プレハブ工法」の場合, 構造は次の3構造に限られる。

- 1 木造
- 2 鉄筋コンクリート造
- 3 鉄骨造

『第三面』「1. 住宅部分の概要」「二. 建築工法」が「(3)枠組壁工法」の場合, 構造は「木造」に限られる。

二. 工事部分の床面積の合計

新築の場合はすべて, 増・改築の場合には当該工事部分のみ記入する。

ホ. 工事費予定額

建築工事に要する予定額であって主体工事及び建築設備(建築基準法第2条第三号の定義によるもの)の工事費を合算したものを記入する。

記入にあたっては万円単位で記入し, 単位未満は四捨五入する。

へ. 地上の階数(省略)

ト. 地下の階数(省略)

7. 新築の場合における敷地面積

敷地面積とは、建築基準法施行令第2条第1号の定義によるものをいう。

『第三面』

1. 住宅部分の概要

イ. 番号

『第三面』「6. 一の建築物ごとの内容」「イ. 番号」に記入した番号を記入する。

ロ. 新設とその他の別

次の分類により、該当する番号を で囲む。

番号	工事別	説 明
1	新 設	住宅の新築（旧敷地の以外の敷地への移転を含む。）、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。
2	その他	住宅が増築又は改築されるときで、住宅の戸が新たに増加しない工事をいう。

八. 資金

次の分類により、該当する番号を で囲む。

番号	新設住宅の資金	説 明
1	民間資金	民間資金のみで建てた住宅で、公営、公庫、公団、厚生年金、入植者、公務員及び公社等以外の住宅
2	公 営	公営住宅法に基づいて、地方公共団体が国から補助を受けて建てた住宅、及び住宅地区改良法により建てた住宅
3	住宅金融公庫	住宅金融公庫から融資を受けて建てた住宅（融資額の大小に関係なく一部でも公庫資金の融資を受けて建てた場合を含む。）
4	都市基盤整備公団	都市基盤整備公団が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅
5	そ の 他	民間、公営、公庫、公団以外の住宅で、厚生年金の還元融資として都道府県から融資を受けて建てた住宅。 上記以外に国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。国が国家公務員のため、又は都道府県若しくは市区町村等の地方公共団体がその地方公務員のため建てた住宅。政府関係機関（例えば、日本道路公団、水資源開発公団その他これに類するもの）がその職員のために建てた住宅等及びその他の住宅。

二. 建築工法

次の分類により、該当する番号を で囲む。

番号	建築工法	説 明
1	在来工法	プレハブ工法、枠組壁工法以外の工法をいう。
2	プレハブ工法	住宅の主要構造部の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行うことをいう。
3	枠組壁工法	ツーバイフォー工法住宅をいう。

プレハブ工法は次の3構造である。（木質系プレハブ、鉄筋コンクリート系プレハブ、鉄骨系プレハブ）

ホ．種類

種類は次の分類により，該当する番号を で囲む。

番号	種 類	説 明
1	専用住宅	住宅内に店舗，事務所，作業場等の業務の用に供する部分がなく，専ら居住の目的だけのために建築するもの。
2	併用住宅	住宅内に店舗，事務所，作業場等の業務の用に供する部分があって居住部分と機能的に結合して1戸をなしているもの。
3	その他の住宅	工場，学校，官公署，旅館，下宿，浴場，社寺等の建築物に附属して，これらと結合（1つの建築物（棟）又は棟続き）している住宅とする。

建て方

建て方は次の分類により，該当する番号 で囲む。

番号	建 て 方	説 明
1	一戸建	一つの建物が1住宅であるもの。
2	長屋建	二つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので，各住宅が壁を共通にし，それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
3	共同建	一つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があって，広間，廊下若しくは階段等の全部又は一部を共有するもの。

ヘ．利用関係

次の分類により，該当する番号 で囲む。

番号	利用関係	説 明
1	持 家	建築主が自分で居住する目的で建築するもの。（建主が個人の場合のみ該当）
2	貸 家	建築主が賃貸する目的で建築するもの。
3	給与住宅	会社，官公署，学校等がその社員，職員，教員等を居住させる目的で建築するもの。
4	分譲住宅	建て売り又は分譲の目的で建築するもの

ト．戸数

戸数は，家計を営む者が，独立して居住できるように設備された1棟又は数棟の建築物，若しくは区画されたその一部をいう。

また，1棟の中に利用関係の異なる住宅がある場合は，利用関係ごとに戸数をまとめて各行に記入する。

チ．工事部分の床面積の合計

住宅部分の面積のみ記入する。（産業部分を除く）

併用住宅で新築の場合は，『第二面』「6．一の建築物ごとの内容」「二．工事部分の床面積の合計」の面積より少なくなる。

専用住宅の場合は「共用部分も含んだ面積」を記入するので，『第二面』「6．一の建築物ごとの内容」「二．工事部分の床面積の合計」と同じになる。

『第四面』（省略）

《用途区分表》

【(1)居住専用の場合】

番号は3桁(1XX)

主要用途の区分	下2桁
居住専用住宅(附属建築物を除く。)	01
居住専用住宅附属建築物(物置, 車庫等)	02
寮, 寄宿舍, 合宿所(附属建築物を除く。)	03
寮, 寄宿舍, 合宿所附属建築物(物置, 車庫等)	04
他に分類されない居住専用建築物	05

【(2)居住産業併用(3)産業専用の場合】

番号は3桁(2XXまたは3XX)

主要用途の区分	下2桁	
農林水産業	農業, 林業, 漁業, 水産養殖業	11
鉱業, 建設業	鉱業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業, 繊維工業, 衣服・その他の繊維製品製造業, 木材・木製品製造業, 家具・装備品製造業, パルプ・紙・紙加工品製造業, 印刷・同関連業, プラスチック製品製造業(下2桁15~18に該当するものを除く。), 窯業・土石製品製造業	14
	化学工業, 石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業, 非鉄金属製造業, 金属製品製造業	16
	一般機械器具製造業, 電気機械器具製造業, 情報通信機械器具製造業, 電子部品・デバイス製造業, 輸送用機械器具製造業, 精密機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業(信書送達業を除く。)	通信業(信書送達業を除く。)	23
	放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報製作業(新聞業及び出版業を除く。)	25
	新聞業, 出版業	26
運輸業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運送業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業	27
卸売・小売業	卸売・小売業	28
金融・保険業	金融・保険業	29
不動産業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業(駐車場業を除く。)	30
	駐車場業	31
飲食店, 宿泊業	一般飲食店, 遊興飲食店	32
	宿泊業	33
医療, 福祉	医療業, 保健衛生	34
	社会保険・社会福祉・介護事業	35
教育, 学習支援業	学校教育	36
	社会教育	37
	学習塾, 教養・技能教授業	38
	職業・教育支援施設, 他に分類されない教育及び学習支援業	39
その他のサービス業	郵便局, 信書送達業	40
	学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体	41
	旅行業	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	その他のサービス業	45
国家・地方公務	国家公務, 地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

記入例 「(2)居住産業併用」で「飲食店」の場合(2)+下2桁.....「232」と記入する。